

人材派遣サービス契約に関する取引条件

(rev. 8/03)

第1章 定義

- (A) 「当社」とはアルコアまたはその子会社、あるいは関連会社を指し、当文書が帰属する契約書の発行元である。
- (B) 「売主」とは本契約の当事者となる「当社」以外の個人、法人、その他の団体を指す。
- (C) 「人材派遣サービス」とは売主が本契約の規定にしたがって提供するサービスを指す。
- (D) 「契約書」とは当文書が帰属する協定書または注文書、およびその契約内容が盛り込まれる他の文書を指す。

第2章 独立した契約当事者の身分

- (A) 売主は独立した契約当事者であり、当社の従業員または代理人ではない。当社は売主の業務遂行状況を管理するいかなる権利をも放棄するものであり、したがって当社は売主による業務遂行動向を管理しない。
- (B) 売主は当社の従業員の業務遂行を指揮、管理する権限を有しない。売主の役割は当社従業員に対するアドバイザーであり、管理者ではない。
- (C) 売主は当社のいかなる役職も有しない。また売主は当社の給付制度または従業員向け制度を受ける資格はない。

第3章 秘密保持

- (A) 書面に明記されたものあるいはそうでないものを問わず、技術的、工学的、業務用、または経済的性質をもつ情報を含め、および当社が売主に対して開示、公表したデータおよび情報、当社の設備を観察することによって売主が習得したデータおよび情報、あるいは本契約書に基づいて当社に対する人材派遣サービスを行なう過程において売主が作成または構築したデータおよび情報の物理的内容を含み、すべてのデータおよび他の情報（以下すべて「情報」と称す）は；
 - (1) 売主が厳格な秘密保持のもと受領し維持管理し、関係するまたは関係しないいかなる当事者にも直接的あるいは間接的に開示しない。また、
 - (2) 当社に対する人材派遣サービスの履行のみを目的として売主が使用する。

別段の規定のない限り、本契約書に明記されたものを含め、いかなる人材派遣サービスの内容も情報とみなされる。

- (B) 前述の秘密保持、使用の制限、および非開示に関する義務事項は、次の3つの例外には適用されない。
 - (1) 本契約の締結日以前に売主に知らされており、売主が書面あるいはその他の文書に変換していた情報、および当社から事前に直接的または間接的に習得していなかった情報、または
 - (2) 交付済み特許、出願済み特許、または売主の作為または不作為以外の公知の出版物において入手できる情報、あるいは
 - (3) 本契約の締結日以降に、当社からその情報を入手した第三者以外の第三者から売主が制限なく

合法的に入手する情報

上記の例外項目が当契約書の第3章に網羅された情報のいかなる一部にも適用するという事実にかかわらず、売主は当社の書面による承諾なしに、直接または間接的に、明示的または黙示的に、この情報への当社の関与または見解を第三者に公表することはできない。また当社をその情報源として公表することはできない。売主は当社に対してサービスを履行すること、またはそのサービスの特性について、当社の書面による承諾なしにいかなる当事者にも公表することはできない。

第3章の規定を超えて第三者への開示または使用を可能にするために、本契約書の第3章(B)(1)、(2)または(3)で規定した例外項目のいずれかを所定の情報に適用すると売主が判断した場合、売主はその判断の根拠となる事実を明示した上で、その判断内容を当社にまず通知する。通知の際には、その例外項目の当該情報への適用を要請するために売主が根拠とする文書またはその他の書面を明確に示すこと。単に所定の情報がその例外項目の中の一般情報に包含されているだけの理由でその情報が当該例外項目に含まれるとはみなされない。また、その組み合わせによる個々の特性が独立してその例外項目に該当するだけの理由で、その特性を組み合わせた情報が例外項目に含まれるとはみなされない。当該要請の妥当性の評価において当社が合理的に要求した場合、その要求に応じて、売主は入手可能な追加情報を提供すること。

(C) 売主は秘密保持、使用の制限、および非開示義務の順守事項の一部として次の事項を遂行する。

- (1) 売主は情報をその従業員にのみ公表することができる。しかし当社が要求した人材派遣サービスを売主が履行するために必要な場合のみ、およびそれに必要な程度とする。売主は情報を開示されるすべての従業員に対し、売主に課された義務について通知する。
- (2) 売主は、情報を含有するすべての文書または他の媒体(コンピュータプログラムまたはソフトウェアを含む)、およびその文書または他の媒体のコピーを、第三者および情報を受け取る権限が付与されていない者がアクセスできないような安全な場所において維持管理する。
- (3) 情報を含有するすべての書面、図面、写真、またはその他の文書、あるいは他の媒体(それらのコピーを含む)に表示されていない場合、売主は、「社外秘 - アルコア所有物」、または場合によっては「社外秘 - (アルコア子会社名または関連会社名)の所有物」と表示する。また売主は当社の事前の書面による承諾なしにこうした文書または他の媒体を複製、コピー、または撮影しない。当社がそうした文書、媒体またはその他の有形物の提供を求める通知をした場合、売主は作成したまたは受け取った、情報を含有するすべての文書、媒体または有形物を当社に提供する。

(D) 売主は、売主に対する規定、または本契約書に準拠して売主が作成した規定にしたがって、すべての製品、構成物、機械、装置、建築物、機器、加工物、金属その他の在庫品、ツール、金型、または他の物品または材料を含むすべての有形物について次の保護策を講じる。

- (1) その有形物を安全な場所に保管、管理し、他の材料および物品とは隔離する。
- (2) 当社の要求に応じて当社への人材派遣サービスの提供のみを目的としてその有形物を使用する。
- (3) 売主への訪問者、または売主が当社への人材派遣サービスを履行する上で観察する必要性を持たない売主の従業員、業務執行役員、代理人および取締役がそうした有形物を観察すること

を防ぐ。

(4) 売主の独占的所有権の中でその有形物を維持管理し、当社の書面による明示的(および黙示的ではない)承諾がある場合を除いて、いかなるときもその有形物またはその見本についての所有権が放棄されないようにする。

(E) 第3章において課された義務は、売主が当社に対して最後の人材派遣サービスを実施した日から10年間は効力を継続する。またいずれかの当事者が本契約書を解除した後も効力を維持する。

(F) 当社は情報を発行、使用、複製、または開示する無限の権利を有し、情報のすべての著作権は当社の独占的所有物である。

第4章 情報の国外への持ち出し

データおよび情報の持ち出しに関する法規制を含め、米国または米国当局の法規制に違反する場合、当社および売主との間の他の規定または合意にかかわらず、売主はいかなる時またはいかなる状況においても、米国民および在住者以外の者、または米国外の者、あるいは米国内であっても国外に持ち出すことを目的とした者、外国籍または外国利害関係者の代表者に対し、いかなる情報も開示、公表せず、またいかなる方法でも米国からいかなる情報をも持ち出さない。本契約期間の終了後および第3章(E)に規定された秘密保持順守期間の終了後であっても、売主は同法規制の下で必要なライセンス、保証、および承認を得ない限り、いかなる情報をも持ち出したり、または上述の者に対して開示したりすることはできない。

第5章 材料および物品の所有権

人材派遣サービスの履行のために当社が売主に対して規定したとおり、または本契約に準拠して売主が作成した規定にしたがって、金属またはその他の在庫品、ツール、金型を含むすべての製品、構成物、建築物、機械、装置、機器、プロセス、またはその他の物品あるいは材料は当社の独占的所有物であり、修正または変更を加えることなく人材派遣サービスの履行のみを目的として用いる。ただし、人材派遣サービスの履行に合理的に必要または適切と判断され、当社の要求に応じて、売主が当社にその旨を通知する場合を除く。

第6章 データ、情報、発明品、特許および著作権

(A) 売主は、特許の保護あるいは著作権の保護を受けているか否かを問わず、人材派遣サービスおよび委託開発として本契約に言及されているすべての事項を履行する中で、売主が考案し、作成し、初めて実施し、あるいは開発した、コンピュータプログラム、マニュアル、データベース、およびすべての形態のコンピュータハードウェア、ファームウェア、ソフトウェアを含むすべてのデータ、情報、発見物、発明品、改良点を即座に当社に開示する。特許権、著作権を含むすべての委託開発は、いかなる国、領土および所有地においても当社の独占的所有物である。

(B) 当社が保護を望むすべての国において委託開発の単独かつ絶対的所有者であるようにするために、当社が選定したいずれの国においてもその所有権を保持し、そして委託開発に関する特許、著作権、その他の工業所有権の保護と申請に対する権原を取得、登録するために有用または望ましいと当社が判断した場合、売主は、当社の要求に応じ、当社に委託開発における完全な権利、権原、および所有権を付与し委託開発に対する権原を取得、登録するため、および委託開発の継続、分割、一部継続、追

加、再発行、更新および延長を含め委託開発に関して当社が特許、著作権、およびその他の工業所有権保護の申請書を作成、提出、請求できるようにするために必要、有用、あるいは適切と判断した、譲渡を含むすべての法的行為を履行し、すべての法律文書に署名、同意し、かつ遂行する。本契約の中で用いられるとおり、「工業所有権」とは委託開発に対して現在入手可能または適用可能な、または今後入手可能または適用可能となる、データやコンピュータソフトウェアで作成されたものを含む、特許権、著作権および他の工業所有権または知的財産権の保護をいう。本章 6(B)の義務を履行するために必要となる売主への合理的な追加費用は当社が負担する。

(C) 法律で認められている範囲内で、著作権で保護されるべき資料を制作する、ソフトウェアを含むいかなる委託開発も、1976年の著作権法の定義において§101"請負業務"の項目(2)のカテゴリーに分類され、"請負業務"とみなされる。つまり売主はいかなる委託開発も"請負業務"とみなすことによって、当社がその委託開発に伴う著作権の権利、権原、および所有権のすべてを保有することに合意する。適用される法律のもとでその業務が"請負業務"とみなされない場合、売主は明示的に当社に対し、売主のその業務に関する著作権のすべての権利、権限、及び所有権を当社に譲渡し、および譲渡することに合意する。売主は、譲渡に関する法律文書に署名し、通達し、当社が合理的に要求する他の措置を講じる。ここには、委託開発に伴う著作権の完全な権利、権原、所有権を当社に付与するために必要な譲渡、および他の文書を含むがこれに限定しない。

(D) 売主は、いかなる委託開発も当社の独占的所有物であり、いかなる委託開発も民間または公的な個人、法人その他の団体に販売、取引、供与、または内部で利用しない。またこうした委託開発の不法使用を防止するための合理的な予防措置を講じる。

第7章 スキル、パフォーマンスおよび利害の衝突

(A) 売主は当社に対し、売主が人材派遣サービスを実施するのに必要なスキルおよび専門能力を保有することを保証する。

(B) 売主は専門的支援を取得するための措置、または本契約書に網羅されている業務を割り当てる、または下請業者に委託するための措置をとる前に、その措置案について当社と協議する。当社が売主に対し書面で同意しない限り、売主はその措置を行わない。支援を得て、または業務を割当てまたは下請業者に委託した場合も、本契約に規定された義務から売主が解放されるものではない。

(C) 売主は当社に対する人材派遣サービスのいずれかの部分を実施するすべての者と、その実施前に、第3章および第6章の規定を履行するための同意書を締結し、その同意書の写しを当社の要求に応じて当社に提供する。

(D) 売主は、本契約を施行し当社への人材派遣サービスを履行する権利を有し、売主に課されるいかなる制限もなく、また売主の当社に対する人材派遣サービスの提供、および本契約のすべての規定の順守を妨げるあるいは抵触するいかなる利害の衝突もないことを表明する。

(E) 売主は利害の衝突が生じる可能性がある場合、当社以外のクライアントに対し、研究または開発プロジェクトを含むコンサルティング業務またはプロジェクトを引き受けない。

(F) 当社は、売主に通知した上で、売主が採用した、または保有する個人を当社の敷地から出入禁止にす

る権利を有する。

第8章 売主の賠償責任および損害賠償の義務

本契約の履行の結果として、またはそれに関連する中で、本契約における売主、下請業者または資材供給者、あるいはそれらの代表者、代理店、従業員、または被誘引者などの過失、あるいは作為または無作為によって引き起こされた、またはその結果として起こる死亡または対人事故、動産または個人財産の破壊、損失、損害、環境汚染または環境への悪影響、または連邦、州、地域、または海外の法律、規則、規定、条例、命令、判決、決定、規制、許可またはライセンスへの違反または違反容疑の結果、被保障者が被り、責任を負い、または支払う、すべての賠償責任、起訴費用、申立て、罰金、訴因、訴訟およびその費用（被保障者が雇う弁護士の費用をはじめとした弁護士料、調停料、弁護士費用を含む）について、売主は、当社とその業務執行役員、取締役、株主、従業員、代表者、子会社、および関連会社を補償し、弁護士、当社が責任を負わないことに合意する（集約して「損害賠償義務を免責する」）。当補償規定は、コモンロー上または衡平法のもと被保障者が有する他の補償権または負担に追加的かつ累積的なものでありこれらの行使を妨げるものではなく、本契約の終了後も効力を維持する。

第9章 保険

(A) 本契約において別段の規定のない限り、売主は人材派遣サービスの期間中、次の事項を保険対象として維持管理する。

(1) 人材派遣サービスが実施される州の法律を満たすために自らが加入する労働者の労災保険または資格。自らが保険に加入している場合、売主の労災保険加入者または売主は当社単独の過失による請求を除き、当社に対する代位権を放棄することに合意する。

(2) 発生ごとに100万ドル以上を限度とした雇用者賠償責任保険

(3) 発生ごとに計1千万ドル以上を限度とした契約責任保険を含む対人および対物賠償責任に対する企業総合賠償保険。

(4) 発生ごとに計100万ドル以上を限度とした自動車に関する対人および対物賠償責任保険

(B) 売主は、人材派遣サービスの過程において、当社が売主の企業総合賠償保険および自動車賠償責任保険に追加的に加入することに合意し、また当社によってまたは当社に代わって加入した他の保険の費用を分担する権利なく、当社に関する補償範囲が第一次的であることを、第9章(A)で明示された売主のすべての保険が明示することに合意する。上述の売主のすべての保険は発生ベースで補償されるものである。

(C) 当社の要求があった場合、売主は上記第9章(A)および(B)に挙げた要求事項に適合していることを示すため、当社が合理的に認める証明書を当社に提示する。

(D) 第9章の要求事項は本契約書のもと、売主のその他の義務事項とは明確に区別される。

第10章 宣伝

当社または本契約書の主題または存在に関する言及を有している、または含んでいるいかなる広告または宣伝物、あるいは当社名が記載されているいかなる広告または宣伝物も、当社の書面による承諾なしに、売主によって、または売主のために作成されない。

第11章 契約の解除

当社は売主に対し書面で通知することによっていかなる時でも本契約を解除することができる。書面による解除通知を受領した場合、売主は即座にその解除通知に示された人材派遣サービスを停止する。解除される場合、売主が要した費用の支払いは、解除日の時点で完了した人材派遣サービスの妥当な収益および売主が要した実費をもとに当社と売主の間で協議される。

第 12 章 環境、安全衛生、セキュリティ

売主および下請業者は、当社への人材派遣サービスを実施する場合には、環境、安全衛生、セキュリティに関する規則・規程を含め、当社の規則および規程を順守することに合意する。

第 13 章 記録

売主は当社の要求に応じて毎日、または週毎のタイムレコードを作成する。当社は妥当な通知をした上で売主のタイムレコードを監査する権利を有する。

第 14 章 雇用機会均等

本契約が法律によって免除されない限り、売主は大統領命令 11246、リハビリテーション法(Rehabilitation Act, 1973 年)、ベトナム退役軍人支援法(Vietnam Era Veteran's Readjustment Assistance Act, 1974 年)、障害をもつアメリカ人法(Americans with Disabilities Act)を順守する。これらの法律は修正されており、また今後も随時修正される。また、こうした法規の実施規則、および類似の州および地域の法律および条例、その法規の実施規則を順守する。当社が要求した場合、本契約書に署名した上で、売主は署名された人種差別撤廃施設証明書(Certificate of Nonsegregated Facilities)を当社に提示する。

第 15 章 税金

- (A) 売主は、税金が総受取額または純利益、あるいは税務管轄の中で業務を遂行するための法的存在または一般的権利を維持するために必要な支払額に基づいて課税額が算出される場合、それらの行政小区域を含め、合衆国およびその他の国のすべての適用される税金を負担し支払う。
- (B) 売主は米国の内国歳入法(Internal Revenue Code)、連邦保険拠出法(Federal Insurance Contribution Act)、連邦失業保険法(Federal Unemployment Act)、およびその他、賃金、給与、または報酬によって算出される所得税または雇用税の源泉徴収を必要とする他の諸国または行政小区域の法律にしたがって、従業員またはその下請業者の従業員の賃金、給与、または他の報酬によって算出される合衆国、他の諸国、または他の行政小区域の必要なすべての税金および負担金を源泉徴収し、かつ適用可能な場合はその下請業者に源泉徴収するよう求める。売主は源泉徴収に必要な総額を適切な税務当局に適宜入金として支払う、もしくは支払われるよう手配する。
- (C) 当社は、(消費税および使用税に類似して課税される総受取金税を含み) 本契約書のもと提供される人材派遣サービスの購買総額に対して海外、国、州、または地域の税務当局が課すすべての付加価値税、消費税、および使用税を支払うことに合意する。売主が税務管轄当局に代わってこうした付加価値税、または消費税、および使用税を徴収しなければならない場合、売主は当社に対してその税額を別途、明確に記載した請求書を提出し、当社は売主に対してその税額を支払う。売主は、登録、税金徴収、および適切な場合は納税申告を含み、付加価値税、消費税、および使用税またはその代用となる税金に関し、すべての適用される海外、国、州、または地域の法律を順守する責任を有する。売主が当社から付加価値税または消費税、および使用税を徴収する必要があるかどうかを問わず、売主は

人材派遣サービス料またはその配分された一部に対する料金を請求する際には必ずその請求書に税務管轄当局（例：国、州、および地域の管轄）を明記する。適用可能な場合、消費税および使用税を支払う代わりに、売主は当社から適切に履行済みの課税控除または直接支払い証明を受け入れる。消費税および使用税を支払う代わりに売主に課税控除または直接支払い証明書を提出するか否かは、当社が地域ごとにその地域の基準によって決定する。

- (D) 第15章(C)の記述のとおり付加価値税、消費税、および使用税の課税控除が行なわれる場合、本契約書の下で、あるいは提供される人材派遣サービスの価格または補償に対して算出され、および課される他のすべての税金は売主の負担となる。加えて、従価税、使用税、動産税、在庫税などを含み、人材派遣サービスの提供において使用または消費される売主の資産に基づき税務管轄当局が査定したすべての税金は売主の負担となる。法律で認められる範囲内でそうした納税義務を最小限に抑えるよう両当事者は誠実に対処する。
- (E) 売主および下請業者は、法律で売主による提出が求められるすべての税金の支払に必要な納税申告、報告書、または用紙を提出する。
- (F) 売主は、書面による要求があった場合、政府から付与された受領証および税務当局の詳細文書を含み、すべての税金の申告または支払の証拠書類を当社に提出する。当社はいかなる税金、料金または査定内容に対しても異議を唱える、または売主に異議を唱えさせる権利を有し、そのような異議があった場合、売主は最善の努力によって当社と協議する。

第16章 身元調査

当社が要求した場合、売主は当社とともに、各従業員または業務を依頼する予定の独立した受託者に関する身元調査を行なう。身元調査の結果は、その従業員または独立した受託者への業務依頼前に売主が確認する。売主は、従業員または独立した受託者が当社からの業務を請け負うために最低限の資格要件を満たしているかどうかを評価することを唯一の目的として身元調査で収集した情報を使用するものとし、地域、州、または連邦の法律で禁止されている、またはこれに違反する目的では用いない。すべての身元調査は公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）の要求事項を順守して実施されなければならない。

第17章 電子商取引

当社の要求があった場合、当社および売主は電子伝送データにより業務を遂行する。データが書面によること、または署名されることを求める法的要求事項にかかわらず、本章に準じてデジタル署名されたいかなるデータも、当事者間で交換される書面の署名入りの紙文書と同様に法的に妥当なものとなされる。当事者各々で権限が付与された代表者は記号またはコードで構成される独自の検証可能なデジタル ID を採用し、データの伝送を行なう。デジタル ID の使用は「署名」と同質であるとみなされ、書面での署名と同じ効力をもつ。

第18章 雑則

- (A) 売主は、当社の書面による事前の承諾なしに本契約を譲渡することはできない。明示的であれ黙示的であれ、本契約書内のいずれも、本契約の当事者以外の者に、本契約書に基づく、または本契約による権利、救済策または請求を付与するものと解釈することはできない。
- (B) 本契約書はその主題について当事者間の完全な合意を規定しており、本契約の主題に関して当事者間

で書面あるいは口頭で行なわれたすべての先行の合意、確約、表明、文書および議論のいっさいに取って代わる。本契約書に規定される場合を除き、いずれの当事者によっても表明、約束、保証、または合意が行なわれていないことが明示的に了解される。本契約書に明示的に規定される場合を除き、本契約書は両当事者の適切かつ正式に権限を付与された代表者による署名入りの文書なしに、修正あるいは解除することはできない。

- (C) 権利放棄を請求された当事者がその権利放棄を正式文書に署名し承しない限り、いずれの当事者も本契約書に基づく権利または特権、あるいは本契約書のいかなる条項も放棄したとはみなされない。どの時点においても当事者の一方が本契約のいずれかの条項を行使しなかったとしても、その条項を行使する権利を放棄したとはみなされず、また本契約またはその一部の有効性、またはそれ以降の各条項を行使する権利に影響を及ぼすとはみなされない。本契約書の下で認められたすべての救済策は累積的なものとして解釈される。
- (D) 本契約書のいずれかの条項またはその人や環境への適用が管轄裁判所によって不当または履行強制力がないと判断された場合、その裁定は、本契約書の剰余項またはその条項の他者または他の環境への適用になんら影響を及ぼすものではない。本契約書のいずれかの条項または適用が不当または履行強制力がない場合、その不当または履行強制力のない条項を含め、本契約書の意図および目的を遂行するために、正当で履行強制力がある限りにおいて、適切かつ公正な条項に置き換えられる。
- (E) 本契約はペンシルバニア州法により支配され、解釈される。ただし、法の選択または抵触に関する規則は含まない。
- (F) 売主はすべての海外、連邦、州、および地域の法規制を順守することを保証する。
- (G) 売主は当社への人材派遣サービスを履行する前にその人材派遣サービスの実施に必要なライセンス、許可、その他の承認を、すべての適用可能な政府当局および機関から取得する。

